平成２８年（フ）第４３５号
静岡県沼津市今沢545番地の３　県営今沢団地Ｋ11―302（住民票上の住所）
債務者　森光　　茜
1　決定年月日時　平成28年８月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月11日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１０３号
沖縄県沖縄市字古謝1049番地１　オアシスいーばる307
債務者　西銘　紀樹
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月19日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第１０４号
沖縄県沖縄市字古謝1049番地１　オアシスいーばる307
債務者　西銘ルミ子（旧姓浜川）
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月19日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第１４３６号
東京都江東区北砂３丁目５―41―430
債務者　長尾　昌輝
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月13日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３４４６号
東京都墨田区緑４丁目28―１―501　ＭＡＩＮ　ＳＴＡＧＥ　錦糸町Ⅳ
債務者　小林　正幸
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月13日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５３６号
東京都八王子市楢原町982番地リバーヒルズ102号
債務者　山崎　広子
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月13日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第６３９号
東京都東久留米市下里４丁目１番２―308
債務者　塚元　拓朗
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月13日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第５６２３号
東京都武蔵村山市大南１丁目99―２
債務者　榎元悠香梨（旧姓竹内）
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１２５５号
横浜市青葉区鉄町1759番地７
債務者　岩瀬　達哉
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月21日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１２５６号
横浜市青葉区鉄町1759番地７
債務者　岩瀬　明子
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月21日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１２１２号
神奈川県藤沢市藤が岡１丁目４番３―107号
債務者　加藤　典子
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月26日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１５０５号
神奈川県藤沢市白旗１丁目８番２号　レオパレスリバーサイドテラス204
債務者　鈴木　優輔
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月26日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１５１９号
横浜市鶴見区獅子ケ谷１丁目１番７号　コーポエクセル204号
債務者　山口　益司
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１５３１号
横浜市西区南浅間町31番地の13　サンライズプラザ502号
債務者　中西　時子
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１５３４号
横浜市瀬谷区二ツ橋町215番地　市営楽老ハイツ４棟102号
債務者　門馬志壽子
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部